

調査業務委託仕様書

I 業務委託概要

1 業務委託名称

福山市屋外スポーツ施設・小中学校夜間照明設備劣化調査業務委託

2 業務概要

夜間照明設備のLED化に向け、既存設備の劣化状況等の調査を行う。

3 調査対象施設概要

福山市大門町津之下192番地7 外99か所 対象施設一覧のとおり

4 業務内容

(1) コンクリート柱劣化調査

ア 地上部から双眼鏡及び目視調査（非破壊検査含まず）により記録する。

イ 地上から2m程度までの範囲でひび割れ、浮き、エフロレッセンスなどの本数、最大ひび割れ幅、変状等の測定・記録する。それ以上の高さは変状の有無を記録する。

ウ 製造年を記録する。

エ 記録の取りまとめは、写真を添付しわかりやすく整理する。

オ 点検結果（報告書）は、コンクリート柱の製造者または、コンクリートポール診断士（コンクリートポール診断士協会）の資格を有する者の意見を聴取し、更新の必要性も含めて取りまとめる。

(2) 既存電源回路の調査

ア キュービクル以降の既存配線ルート（低圧受電の場合、電力会社からの引き込み点及び既存配線ルート）、柱間の既存配線ルート、敷設状況等を調査・図示する。

イ 既存分電盤（操作盤）の位置、結線図、製造年等を確認し、記録・図示する。

ウ ハンドホールの位置、サイズを確認し、記録・図示する。

エ 既存配線の線名札や配線の刻印等から、サイズ、敷設時期が分かる場合は記録する。また、更新されていると判断できる場合は、その旨を記録する。

オ 記録の取りまとめは、写真を添付しわかりやすく整理する。

(3) LED化に向けた検討調査

ア 次に示す条件でLED化した場合の、照度配光計画を作成する。

a コンクリート柱は、更新が必要な場合は既存の位置での更新とし、既存同等の柱とする。原則、柱の増設は行わない。

b 使用する照明器具は、公共型番：LPJ1W—500とするが、著しく台数が増える場合は、適宜仕様変更を行う。

c 照明器具の台数は、有効照射範囲内（学校の場合50m×50m、2、500㎡程度）において、想定される運動競技に対し、JIS Z 9127：スポーツ照明基準の区分「Ⅲ」（学校の場合、平均照度：150lx、照度均斉度：0.4）を満足できる台数とする。

イ LED化に向けて、次に示す条件で概算工事費を算出する。

a コンクリート柱は、劣化調査で更新が必要となった柱と、製造後40年が経過している柱

を更新する。

- b 分電盤（操作盤）、露出配管等（ボックス類）は、すべて更新とする。
 - c 照明架台は、次のとおりとする。
 - 柱更新の場合：架台も更新とする。
 - 柱再用の場合：架台も再用とするが、錆等の腐食が著しい場合は、更新とする。
 - d 柱へ設置されているスピーカ等の既存設備は、取外し・再取付とする。
 - e 埋設配管、配線は、再用とする。
 - f 柱、照明器具、分電盤の撤去処分を含む。
 - g 施設、学校ごとに金額が分かるように、一覧で整理する。
- ウ LED化に向けて、次に示す条件で工程表を作成する。
- a 柱を更新する場合の、施設、学校ごとの工程表（準備期間から竣工まで）
 - b 柱を更新しない場合の、施設、学校ごとの工程表（準備期間から竣工まで）
- エ LED化に向けて、次に示す図面を作成する。
- a 照明配置図（敷地配置図へ図示）
 - b 配線図（上記照明配置図と同一図面でも可）
 - c 新規分電盤（操作盤）の姿図、結線図（照明のON-OFFは、押し釦式（柱単位、中扉へ設置）とする）
 - d 照明姿図、柱の装柱図

以下余白

II 業務仕様

第1章 総則

1. 1 適用

- 1 委託仕様書は相互に補完するものとする。ただし、特記仕様書の中に相違がある場合、委託仕様書の優先順位は、次の（１）から（３）の順序のとおりとする。
 - （１）質問回答書
 - （２）契約後貸与する既存図面
 - （３）仕様書
- 2 受注者は、前項の規定により難しい場合、または仕様書に明示のない場合、もしくは疑義が生じた場合には、担当職員と協議するものとする。

1. 2 用語の定義

本調査委託仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「担当職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者または管理技術者に対する指示、承諾、または協議の職務等を行う者で、発注者が定めた者をいう。
- 2 「検査職員」とは、調査業務の完了の確認を行う者で、契約図書の規定に基づき、発注者が定めた者をいう。
- 3 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約図書の規定に基づき、受注者が定めた者。
- 4 「契約図書」とは、契約書及び仕様書をいう。
- 5 「特記仕様書」とは質問回答書、契約後貸与する既存図面、及び仕様書をいう。
- 6 「質問回答書」とは、契約後貸与する既存図面及び仕様書に課する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答した書面をいう。
- 7 「契約後貸与する既存図面」とは、契約に際して発注者が交付した図面をいう。
- 8 「仕様書」とは、調査業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 9 「特記」とは1. 1の1（１）から（３）に指定された事項をいう。
- 10 「指示」とは、担当職員又は検査職員が受注者に対し、調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 11 「請求」とは、発注者又は受注者が相手方に対し、契約内容の履行若しくは変更に関して書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
- 12 「通知」とは、調査業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 13 「報告」とは、受注者が発注者又は担当職員若しくは検査職員に対し、調査業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。
- 14 「承諾」とは、受注者が発注者又は担当職員に対し、書面で申し出た調査業務の遂行上必要な事項について、発注者又は担当職員が書面により同意することをいう。
- 15 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、発注者と受注者が対等の立場で合意することをいう。
- 16 「提出」とは、受注者が発注者又は担当職員に対し、調査業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 17 「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。
- 18 「検査」とは、契約図書に基づき、調査業務の完了を確認することをいう。
- 19 「打合せ」とは、調査業務を適切かつ円滑に実施するために管理技術者を担当職員が面談等

により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。

20 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

21 「協力者」とは受注者が調査業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

1. 3 指示等及び協議の書面主義

1 委託仕様書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行われなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、契約書及び委託仕様書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

4 受注者と担当職員、各項に係る内容及び範囲等については、その都度協議を行うものとする。

1. 4 著作権人格権の制限

1 受注者は、発注者に対し、次の（1）から（2）に掲げる行為をすることを許諾する。この場合、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

（1）成果物の内容を公表すること。

（2）調査対象施設の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

1. 5 著作権の譲渡等

受注者は成果物（2. 17の1に規定する指定部分に係る成果物及び2. 17の2に規定する引渡部分に係る成果物を含む。）が著作権法（昭和45年法律第8号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作物の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下1. 7において「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（著作権法第2章第2款に規定する著作物人格権を除く。）を当該成果物の引渡し時に発注者に譲渡する。

1. 6 受注者の利用

発注者は、受注者に対し、成果物を複製し、又は翻案することを許諾する。

1. 7 著作権の侵害の防止

1 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者の損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

第2章 業務の実施

2. 1 一般事務

調査業務は、指示された業務内容及び方針、第2章2. 4の適用基準及び適用参考図書等によって行う。

2. 2 業務の着手

受注者は、委託仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後7日以内に調査業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、調査業務のため担当職員との打合せを開始することをいう。

2. 3 業務の処理及び記録等

- 1 受注者は、業務の詳細及び調査の範囲について、担当職員と十分な打合せを行い業務の目的を達成すること。また、進捗状況に応じて随時、担当職員に報告を行い、十分な打合せを行うこと。
- 2 受注者は、業務内容を的確に把握し、次の要件を満たす管理技術者を選任しなければならない。なお、管理技術者は、担当技術者を兼務してよいこととする。
 - ・技術能力及び経験を有する者
 - ・受注者に所属する者
- 3 受注者は、調査業務の実施にあたり、担当技術者を配置しなければならない。また、担当技術者は、技術能力及び経験を有する者とし、業務内容を的確に把握しなければならない。
- 4 受注者は、担当職員から進捗状況等の報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 5 受注者は、担当職員または、調査対象施設管理者と協議及び打合せを行ったときは、その内容について書面に記録し、提出すること。
- 6 現地調査の状況は、調査工程毎に状況写真を撮影すること。
- 7 業務の内容、結果等について関係官庁等から説明を求められた場合、又は資料における是正、指導、資料作成等の指示を受けた場合は、発注者と協議の上、協力を努めること。
- 8 受注者は、業務内容に疑義が生じたときは、速やかに担当職員を協議し、担当職員の指示に従うこと。

2. 4 適用基準及び適用参考図書等

受注者が調査業務を実施するにあたり、適用すべき基準等（以下「適用基準」という。）は以下による。

年版のものは、すべて最新版とする。

(※)：国土交通省大臣官房官庁営繕部監修を示す。

- ・建築設備設計基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(※)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(※)
- ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(※)

2. 5 提出書類

- 1 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を速やかに発注者に提出しなければならない。ただし、業務委託料に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求

書、担当職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除くものとする。

- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、担当職員との協議によるものとする。

2. 6 業務計画書

次の内容の業務計画書を作成し、担当職員の承諾を得ること。

(1) 業務一覧事項

- (a) 業務の目的
- (b) 調査業務計画書の適用範囲
- (c) 調査業務計画書の適用法令
- (d) 調査業務計画書の適用基準等（参考文献含む）

(2) 業務工程計画

業務実施工程表の作成に当たっては、担当職員と十分調整し、調査時期及び実態調査部位等の内容を検討のうえ作成すること。

(3) 業務体制等

- (a) 受注者側の管理体制
- (b) 管理技術者等の通知及び経歴（資格要件等を含む）
- (c) 調査内容の概要及び調査範囲図
- (d) 協力調査会社
- (e) 現場作業員名簿

2. 7 貸与品等

- 1 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、次による。

(a) 既存照明の図面（製本図面） 貸与（要返却）

- ・ 貸与場所：スポーツ振興課内 貸与時期：必要になったとき
- ・ 返却場所：スポーツ振興課内 返却時期：業務完了時又は不要になったとき

(b) 敷地配置図（CADデータ、またはPDFデータ） 支給

- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。
- 4 受注者は、委託仕様書の定めるところにより、業務の完了、委託仕様書の変更等によって不要となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその変換が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して変換し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、委託仕様書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

2. 8 業務に係る受注者の提案

- 1 受注者は、委託仕様書等について、技術的または経済的に優れた代替方法その他改良事項を発

見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき委託仕様書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、委託仕様書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により委託仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

2. 9 一般的損害

成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害については、受注者はその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2. 10 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、調査業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

2. 11 条件変更等

受注者は、委託仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたと判断し、発注者と協議して当該規定に適合すると認められた場合には、契約書の規定により、速やかに発注者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。

2. 12 一時中止

発注者は、次の各号に該当する場合は、契約書の規定により、調査委託業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

- 1 関連する他の業務の進捗が遅れたため、調査業務の続行を不相当と認めた場合
- 2 天災等の受注者の責めに帰すことができない事由により、調査業務の対象箇所の状態や受注者の業務環境が著しく変動したことにより、調査業務の続行が不相当又は不可能となった場合
- 3 受注者が契約図書に違反し、又は担当職員の指示に従わない場合等、担当職員が必要と認めた場合

2. 13 履行期間の変更

- 1 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、修正した業務実施工程表、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間を変更した場合は、速やかに修正した業務実施工程表を提出しなければならない。

2. 14 修補

- 1 受注者は、担当職員から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。
- 2 受注者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補をしなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、検査職員の指示に従うものとする。

2. 15 調査業務の成果物

- 1 受注者は、調査が完了したとき、又は業務が完了したときは、遅延なく次の内容の報告書を提出すること。
- 2 受注者は、委託仕様書に規定がある場合又は担当職員が指示し、これに同意した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなくてはならない。
- 3 成果物、提出部数は次による。(下記以外にも必要と思われる物は作成すること。)
- 4 打合せ時に必要となる資料等については、その都度準備すること。
- 5 成果物を電子媒体(CD等)により提出する場合は、提出前にウイルスチェックを行い、担当職員の承諾を受けること。

完成報告書

成果物等	提出部数	概要
1 目次(頁数記入)	各3部	A4版(A3頁含む) 及び CD-R(CADデータ)
2 調査報告書		
(a) 現況図面		
(b) コンクリート柱調査報告書		
(c) 電気設備系統調査報告書		
(d) 総合評価		
(e) 調査状況写真		
3 照度配光計画書		
4 設置計画図		
5 工事費概算書		
6 打合せ記録等		

(注)：図面はすべてCADにより作成するものとして、切り貼り、手書き等を行ってはならない。

：CADデータの保存形式及びレイヤー構成等については、業務着手時に担当職員と協議する。

6 成果物等の提出場所及び提出期日

- (1) 提出場所 福山市東桜町3番5号 福山市役所 本庁舎9階
福山市市民局まちづくり推進部スポーツ振興課
- (2) 提出期日 完成報告書 2025年(令和7年)12月26日
- (3) その他 上記の成果物及び提出記述は遵守を原則とし、調査業務の進捗により必要となる成果物等については、内容・事項を協議のうえ作成し、別途期日を定めて提出するものとする。

2. 16 検査

- 1 受注者は、調査業務が完了したときは、契約書第13条の規定による検査を受けなければならない。
- 2 受注者は、検査を受ける場合は、あらかじめ成果物、打合せ記録、その他検査に必要な資料を整備し、担当職員に提出しておかなければならない。
- 3 検査職員は、担当職員及び管理技術者の立会いのうえ、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 調査成果物の検査

(2) 調査業務管理状況の検査（調査業務の業況について、打合せ記録等により検査を行う。）

2. 17 部分引渡し

- 1 成果物について、発注者が委託仕様書において業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、契約書第13条の規定を準用する。
- 2 1に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。
- 3 指定部分は以下による。

指定部分	引渡時期
概算工事費	2025年（令和7年）8月29日

2. 18 引渡し前における成果物の使用

- 1 発注者は、契約書第13条6項又は2. 17の1及び2の規定による引渡しの前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、1の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 4 受注者は、契約書の規定により、成果物の全部又は一部の使用を承諾した場合は、使用同意書を発注者に提出するものとする。

2. 19 その他

発注者は、調査業務委託完了後においても、受注者へ疑義、その他質問等に関し、その都度協議を行えるものとする。

以下余白

対象施設一覧(スポーツ施設)

	施設名	住所	照明の柱数	照明の球数	備考
1	福山テニスセンター	大門町津之下192番地7	8	64	
2	沼隈体育センター	沼隈町中山南18番地	6	32	
3	神辺テニスセンター	神辺町湯野1859番地1	15	32	
4	福山城公園庭球場	丸之内一丁目1番地1	6	40	
5	二の川公園庭球場	曙町三丁目184番地	6	32	
6	松永グリーンパーク庭球場	松永町七丁目2番地	2	8	2007年頃から故障のため使用中止
7	大佐山運動公園庭球場	新市町新市2019番地1ほか	17	22	
8	大佐山運動公園野球場	新市町新市2019番地1ほか	18	112	
9	曙公園野球場	曙町四丁目80番地	6	48	
10	箕沖球場	箕沖町127番地9	4	56	
11	富谷運動場	芦田町福田268番地	6	44	
12	松永運動場	神村町237番地	6	48	
13	加茂公園野球場	加茂町粟根961番地	6	48	
14	瀬戸公園運動場	瀬戸町地頭分373番地	4	32	
15	駅家公園運動場	駅家町万能倉35番地29	4	32	
16	のうじま運動場	春日町七丁目9番地	6	26	
17	新市中央運動場	新市町下安井1427番地	8	32	
18	常金運動場	新市町常3466番地5	6	32	
19	神辺運動場	神辺町平野376番地1	6	48	運動場 4基×8灯, テニス 2基×8灯
20	沼隈運動場	沼隈町下山南西之迫25番地2ほか	9	108	
21	今津グラウンド	今津町6丁目643番地, 1709番地1	7	24	5基×4灯 + 2基×2灯

対象施設一覧(小・中学校)

	学校名	住所	図面の有無	照明の柱数	照明の球数	電源ボックス数	備考
1	東小学校	東町三丁目7番49号	有	4	16	1	
2	西小学校	西町一丁目14番17号	有	4	16	1	
3	南小学校	明治町4番1号	有	4	16	1	
4	霞小学校	霞町三丁目8番1号	有	4	16	1	
5	川口小学校	川口町二丁目2番1号	有	4	16	1	
6	手城小学校	南手城町四丁目5番10号	有	4	19(4)	1	()数字は校舎屋上(LED照明)
7	深津小学校	東深津町二丁目5番1号	有	4	16	1	
8	樹徳小学校	木之庄町一丁目1番63号	有	4	16	1	
9	泉小学校	山手町七丁目13番63号	有	4	16	1	
10	旭小学校	入船町一丁目2番1号	有	4	16	1	
11	光小学校	草戸町四丁目14番1号	有	4	16	1	
12	引野小学校	引野町4032番地	有	4	16	1	
13	蔵王小学校	蔵王町四丁目16番1号	有	4	16	1	
14	千田小学校	千田町三丁目16番26号	有	5	18	1	
15	御幸小学校	御幸町大字森脇140番地	有	4	16(3)	2	()数字は校舎屋上
16	津之郷小学校	津之郷町大字津之郷1322番地	有	4	16	1	
17	赤坂小学校	赤坂町大字赤坂312番地1	有	3	12	1	
18	瀬戸小学校	瀬戸町大字地頭分1377番地	有	4	16	1	
19	熊野小学校	熊野町乙1132番地	有	4	16	1	
20	水呑小学校	水呑町1919番地	有	5	18	3	
21	箕島小学校	箕島町325番地	有	4	16	1	
22	高島小学校	田尻町2248番地	有	4	16(6)	1	()数字は校舎屋上(LED照明)
23	大津野小学校	大門町大字日之出丘3043番地	有	4	16	1	
24	坪生小学校	坪生町二丁目42番1号	有	4	16	1	
25	春日小学校	春日町浦上2002番地	有	4	16	1	
26	神村小学校	神村町3369番地	有	4	16	1	
27	本郷小学校	本郷町1040番地1	有	4	16	1	
28	松永小学校	松永町六丁目7番11—8号	有	4	16	1	
29	柳津小学校	柳津町五丁目2番25号	有	4	16	1	
30	金江小学校	金江町金見3552番地1	有	4	16	1	
31	藤江小学校	藤江町2894番地	有	4	16	1	
32	伊勢丘小学校	伊勢丘五丁目7番1号	有	4	16	1	
33	曙小学校	曙町五丁目16番3号	有	4	16	1	
34	多治米小学校	多治米町五丁目15番15号	有	4	16	1	
35	旭丘小学校	引野町南二丁目17番1号	有	4	16	1	
36	有磨小学校	芦田町大字上有地388番地1	有	4	16	1	
37	福相小学校	芦田町大字福田1030番地		3	12(4)	1	()数字は校舎屋上
38	桜丘小学校	北吉津町五丁目6番15号	有	4	16	1	
39	山野小学校	山野町大字山野3579番地	有	4	16	1	
40	加茂小学校	加茂町字中野848番地	有	4	16	1	
41	宜山小学校	駅家町大字今岡424番地	有	4	16	1	
42	駅家小学校	駅家町大字倉光100番地	有	4	16(6)	2	()数字は校舎屋上
43	緑丘小学校	春日町五丁目15番1号	有	4	16	1	
44	長浜小学校	引野町5401番地	有	4	16	2	
45	西深津小学校	西深津町五丁目1番1号	有	4	16	1	
46	野々浜小学校	大門町七丁目13番1号	有	4	16	1	
47	幕山小学校	幕山台二丁目17番1号	有	4	16	1	
48	久松台小学校	久松台一丁目9番1号	有	4	16	2	
49	新漣小学校	新漣町三丁目18番1号	有	4	16	1	
50	山手小学校	山手町一丁目5番1号	有	4	16	1	
51	日吉台小学校	日吉台一丁目15番1号	有	4	16	1	
52	川口東小学校	東川口町五丁目13番46号	有	4	16	1	
53	駅家西小学校	駅家町大字近田205番地1	有	4	16	1	
54	大谷台小学校	大門町大門7580番地	有	4	16	1	
55	明王台小学校	明王台一丁目2番16号	有	4	16	1	
56	綱引小学校	新市町大字宮内1240番地	有	6	24	1	
57	新市小学校	新市町大字新市852番地	有	3	16(19)	2	()数字は校舎屋上
60	神辺小学校	神辺町大字川南2912番地11	有	6	36	1	
61	竹尋小学校	神辺町大字下竹田85番地1	有	4	18	1	
62	御野小学校	神辺町字下御領28番地	有	5	21(4)	1	()数字は校舎屋上
63	湯田小学校	辺町大字川北1113番地1	有	4	16	2	
64	中条小学校	神辺町字東中条2304番地1	有	5	23(1)	2	()数字は校舎外壁
65	中条小学校三谷分校	神辺町字三谷632番地1		3	9		電源ボックス数は未調査
66	道上小学校	神辺町字道上1923番地1	有	5	24	1	うち1柱(4灯)は2023年度にLED化
67	遺芳丘小学校	今津町1561番地	有	4	16	1	
68	駅家北小学校	駅家町法成寺67番地	有	4	16	1	
69	芦田中学校	芦田町大字下有地928番地	有	4	24	1	
70	鞆の浦学園	鞆町後地1240番地1	有	4	16	1	
71	広瀬学園	加茂町字北山1064番地1	有	4	16	1	
73	旧服部小学校	駅家町助元70番地	有	3	12(4)	1	()数字は校舎外壁
74	旧走島小学校	走島町50番地	有	3	12	1	
75	旧東村小学校	東村町2543番地	有	4	16	1	
76	旧能登原小学校	沼隈町大字能登原1141番地		6	26	1	
77	旧常石小学校	沼隈町大字常石984番地1		3	8	2	
78	旧山南小学校	沼隈町大字中山南甲1254番地		3	18(12)	1	()数字は校舎屋上
79	旧内海中学校	内海町口933番地		6[4]	56[16]	3	[]数字はテニスコート(点灯しない)

※()数字は、校舎屋上等へ設置している照明で外数